

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------|
| 7 | 生活保護事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、生活保護事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府吹田市長

公表日

令和8年3月18日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|--|
| ①事務の名称 | 生活保護事務 |
| ②事務の概要 | 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 生活保護法及び「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による、保護の決定及び実施等に関する事務を行う。 |
| ③システムの名称 | 生活保護システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 統合専用端末 医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境) 医療保険者等向け中間サーバー等(運営支援環境 情報提供サーバー) 医療保険者等向け中間サーバー等(医療保険者等向け中間サーバー) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 受給者台帳ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(別表の23の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表第1項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13・14・18・20・28・37・40・42・48・49・53・59・63・69・74・75・76・86・87・89・96・108・125・132・141・144・151・155・158・161・167・168・169・170・171・172の項 ・番号法第19条第9号 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42・43・161・162の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉部 生活福祉室 |
| ②所属長の役職名 | 室長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 吹田市市民部 市民相談室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1456 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 吹田市福祉部 生活福祉室 吹田市泉町1丁目3番40号 06-6384-1335 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年12月8日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年12月8日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 | [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | ガバメントクラウドにおける措置 1 サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 2 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 上記から特定個人情報は、適切に管理されており、当該リスクに対する対策は十分であると考えられる。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|----------------------------|--|--|------|-------------------------|
| 平成28年11月17日 | 5.評価実施機関における担当部署 | ①部署 福祉保健部地域福祉室生活福祉課 ②所属長 福祉事務所長 宮田 信樹 | ①部署 福祉部生活福祉室 ②所属長 福祉事務所長 平野 孝子 | 事後 | |
| 平成28年11月17日 | 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 請求先 吹田市市民生活部市民相談室 情報公開課 | 請求先 吹田市市民部市民総務室 吹田市泉町1丁目3番40号 | 事後 | |
| 平成28年11月17日 | 8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ | 請求先 吹田市福祉保健部地域福祉室 生活福祉課 | 請求先 吹田市福祉部生活福祉室 吹田市泉町1丁目3番40号 | 事後 | |
| 平成28年11月17日 | 1. 対象人数 | いつの時点の計数か 平成27年1月1日 | いつの時点の計数か 平成28年8月1日 | 事後 | |
| 平成28年11月17日 | 2. 取扱者数 | いつの時点の計数か 平成27年1月1日 | いつの時点の計数か 平成28年8月1日 | 事後 | |
| 平成30年8月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署 | ②所属長 福祉事務所長 平野 孝子 | ②所属長 福祉事務所長 早瀬 健次郎 | 事後 | |
| 平成30年8月1日 | 1. 対象人数 | いつの時点の計数か 平成29年8月1日 | 2018/8/1 | 事後 | |
| 平成30年8月1日 | 2. 取扱者数 | いつの時点の計数か 平成29年8月1日 | 2018/8/1 | 事後 | |
| 平成31年2月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | <新規> | 室長 | 事後 | |
| 平成31年2月1日 | 1. 対象人数 | いつの時点の計数か 平成30年8月1日時点 | いつの時点の計数か 平成31年2月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年2月1日 | 2. 対象人数 | いつの時点の計数か 平成30年8月1日時点 | いつの時点の計数か 平成31年2月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年2月1日 | IVリスク対策 | <新規> | 評価書のとおり | 事後 | |
| 令和1年8月1日 | 1. 対象人数 | いつの時点の点数か 平成31年2月1日 | 2019/8/1 | 事後 | |
| 令和1年8月1日 | 2. 取扱者数 | いつの時点の計数か 平成31年2月1日 | 2019/8/1 | 事後 | |
| 令和2年12月1日 | 1. 対象人数 | いつの時点の計数か 令和元年8月1日 | 2020/12/1 | 事前 | |
| 令和2年12月1日 | 2. 取扱者数 | いつの時点の計数か 令和元年8月1日 | 2020/12/1 | 事前 | |
| 令和2年12月1日 | 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | [<input type="checkbox"/>]委託しない [] | [<input type="checkbox"/>]委託しない [十分である] | 事前 | |
| 令和3年8月1日 | I・4・② | 番号法第19条第7号 別表第二の26の項 | 番号法第19条第8号 別表第二の26の項 | 事後 | |
| 令和5年4月1日 | I・1・③ | 生活保護システム 中間サーバー | 生活保護システム 中間サーバー | 事前 | |
| 令和5年3月15日 | 1. 対象人数 | いつの時点の計数か 令和2年12月1日 | 2023/3/1 | 事後 | |
| 令和5年3月15日 | 2. 取扱者数 | いつの時点の計数か 令和2年12月1日 | 2023/3/1 | 事後 | |
| 令和7年3月27日 | I・3 | 番号法第9条第1項 別表第一の15の項 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と「情報提供の根拠」) | 事前 | |
| 令和7年3月27日 | I・4・② | 番号法第19条第8号 別表第二の26の項 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の | 事前 | |
| 令和7年3月27日 | II・1 | いつの時点の計数か 令和5年3月1日 | 2025/3/27 | 事前 | |
| 令和7年3月27日 | II・2 | いつの時点の計数か 令和5年3月1日 | 2025/3/27 | 事前 | |
| 令和7年3月27日 | IV・5 | [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない | [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない | 事前 | |
| 令和7年3月27日 | IV・5 | 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か [] | 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か [<input type="checkbox"/>] | 事前 | |
| 令和7年3月27日 | IV・8 | — | 項目追加 | 事前 | 様式変更による |
| 令和7年3月27日 | IV・9 | []内部監査 | [<input type="checkbox"/>]内部監査 | 事前 | |
| 令和7年3月27日 | IV・11 | — | 項目追加 | 事前 | 様式変更による |
| 令和7年12月8日 | II・1 | 2025/3/27 | 2025/12/8 | 事前 | |
| 令和7年12月8日 | II・2 | 2025/3/27 | 2025/12/8 | 事前 | |
| 令和7年12月8日 | IV・11 | 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 判断の根拠 生活保護システム及び団体内統合宛名システムは、システム利用者の生体情報とID・パスワードの紐づけを行い、登録された生体情報で生体認証を行うことでアクセス権を制限している。また、システム利用者は台帳にて管理しており、人事異動等適宜必要なタイミングで更新を行い、業務上必要となる者へのみアクセス権が付与されている状態を保っている。よって、当該リスクに対する対策は十分であると考えられる。 | 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 判断の根拠 ガバメントクラウドにおける措置 1 サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 2 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 上記から特定個人情報は、適切に管理されており、当該リスクに対する対策は十分であると考えられる。 | 事前 | |
| 令和8年3月18日 | I・1 | ②事務の概要 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 | 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 生活保護法及び「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による、保護の決定及び実施等に関する事務を行う。 | 事後 | |
| 令和8年3月18日 | I・3 | 法令上の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項(別表の23の項) 番号法第9条第2項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 | 法令上の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項(別表の23の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表第1項 番号法第9条第2項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 | 事後 | |
| 令和8年4月1日 | I・7 | 市民総務室 | 市民相談室 | 事前 | 令和8年4月1日組織改正により名称変更します。 |